

◆2014・11・08 大学女性協会「女性の自立とは？」

女性の経済的自立はなぜ進まないか

～家事労働ハラスメントの視点から

(ジャーナリスト・和光大学教授 竹信三恵子)

1. 日本の女性のいま

- ・ 2013年度のジェンダーギャップ指数 (GGI) は136カ国中105位
- ・ 賃金格差／意思決定への参加度の格差／高等教育の格差
- ・ 単身女性の3人に一人が貧困／単身女性高齢者の52%が貧困／19歳以下の子どもがいるシングルマザーの57%が貧困／貧困者の57%が女性
- ・ 働く女性の56%が非正規
- ・ 女性非正規の賃金は男性正社員の半分

2. 背景に長時間労働と家事労働蔑視(=家事ハラ)

- ・ 男女雇用機会均等法・労働者派遣法・第3号被保険者の3点セットの意味
- ・ 1979年の「日本型福祉社会構想」
- ・ 「夫に扶養されているから、家事の片手間仕事だから、安くても不安定でも問題はない」
=同一労働同一賃金が問われない社会→非正規の低処遇の放置
- ・ 子供いると低賃金→少子化の進展／非正規が男性にも及ぶ→貧困で子どもを産めない→夫婦で働いても貧困から脱出できない社会

3. 家事や育児労働と雇用・福祉改革

- ・ 2008年施行の改正パート法：仕事（業務内容と責任）が同じ、無期雇用、人材活用
の仕組みや運用が同じ→転勤を引き受けられない働き手は均等待遇から除外
- ・ 限定正社員→一定地域内だけで働く転勤がない無期雇用者→低賃金でもOK?
- ・ 労働者派遣法の改定→「生涯派遣」
- ・ 「制約社員」と「非制約社員」
- ・ 「残業代ゼロ」と在宅ワーク→労働時間の歯止めは大丈夫か→1日の労働時間規制の必要
- ・ 「貧困主婦」の発見→妻の賃金が安くて保育費用を払えない→働いて貧困脱出の不可能
- ・ 長時間労働、労働時間単価の低下とイクメン・キャンペーンの摩擦
- ・ 配偶者控除撤廃ではなく、個人が最低生活できる控除への張替えの必要性

4. 家事的労働とケア労働の低賃金化

- ・ 介護・保育の低賃金→潜在保育士の47%が「賃金合わない」→「保育サポーター」の提案／学童保育の低待遇

- ・ケアの公務が「社会の嫁」に
- 介護保険後の賃金の歯止め→人事院勧告準拠から最低賃金へ
- 「外国人家政婦」と介護派遣、介護実習生

5. アベノミクスの「女性活躍」

- ・欧州の女性活躍政策との違い
- 女性を納税者に変えたスウェーデン
- パートの均等待遇のオランダ
- 両立できる時間を標準労働時間としたフランスの週35時間制など
- ・移住家事労働者利用の危うさ
- シンガポール、香港など少ない福祉予算を補う家事労働者による働く女性の下支え
- 虐待、国際紛争、家事労働者使用国への反感
- ・アベノミクスの女性政策での懸念
- 男のように働き、女のように家事・育児を負担？＝女性の二重負担の強化？
- 女性が女性を踏み台にする？＝政治勢力としての女性の分断？

6. 「家事ハラ」社会を超えて

- ・「女性で輝く」から「女性が輝く」へ
- ・「標準労働者像」の転換
- ・家事労働の行政・企業・男性への公正な再分配の必要性→行政：保育、介護サービスの強化とこれにかかわる働き手の条件改善／企業：労働時間規制／男性：家事の分担／移住家事労働者の労働権確保＝家事労働者条約の批准（地域介護の担い手の労働条件確保）
- ・働く女性の組織化＝ネットによる全国女性組織＜都議会セクハラやじ問題の浮上事例の検討＞と集票装置の再構築→3割クオータ制運動